

特定非営利活動法人みんなで暮らそう家 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなで暮らそう家という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県山県市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、過疎地域に暮らす子ども、子育て世代、高齢者および障がい者に対して、地域交流拠点の運営、子育て支援活動、惣菜等の食品提供、及び高齢者・障がい者支援に関する事業を行い、地域コミュニティの活性化と多世代交流の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)観光の振興を図る活動
- (5)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7)地域安全活動
- (8)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10)子どもの健全育成を図る活動
- (11)情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域子育て支援拠点事業
 - ② 福祉の増進を図る活動に関する事業
 - ③ 社会教育の推進を図る活動に関する事業
 - ④ 地域コミュニティの活性化事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第一項の規定に関わらず任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算の変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、3月以内に総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決において決定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

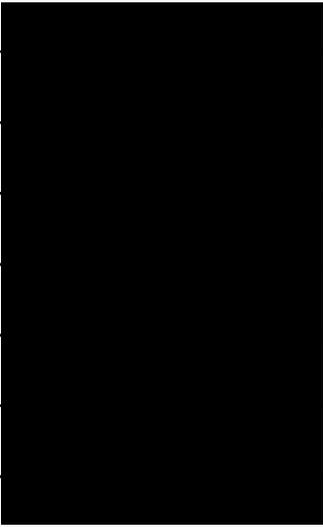
附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | | |
|------|----|-----|
| 理事長 | 前平 | 美由紀 |
| 副理事長 | 吉田 | 有紀 |
| 理事 | 山本 | 景子 |
| 同 | 山田 | 恭子 |
| 同 | 服部 | 亜紀 |
| 同 | 恩田 | 節子 |
| 同 | 杉山 | 郁子 |
| 監事 | 山田 | 郁美 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 2,000円
正会員会費 3,000円 (1年間分)
 - (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費(個人) 2,000円 (1年間分)
賛助会員会費(団体) 10,000円 (1年間分)

役員名簿

特定非営利活動法人 みんなで暮らそう家

| 役職名 | 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|------|--------|--|-------|
| 理事長 | 前平 美由紀 |  | 無 |
| 副理事長 | 吉田 有紀 | | 無 |
| 理事 | 山本 景子 | | 無 |
| 理事 | 恩田 節子 | | 無 |
| 理事 | 杉山 郁子 | | 無 |
| 理事 | 山田 恭子 | | 無 |
| 理事 | 服部 亜紀 | | 無 |
| 監事 | 山田 郁美 | | 無 |

設立趣旨書

「みんなで暮らそうや」

その名前の通り、私たちはNPO法人「みんなで暮らそう家」を設立し、地域みなさんの暮らしをサポートし、市と民とともに過疎地域課題に取り組んでまいります。

市民団体から一歩進んで地域のネットワークを広げ、信頼される組織として継続して活動していくために、特定非営利活動法人化を行うことにしました。

私たちの住んでいる山口市は豊かな自然の中にあります。

人口の多い市町とは違い、人と人の繋がりが深く、日々の暮らしは家族の単位を越え地域で育ちあえるあたたかさがあります。

しかし、コロナ禍をきっかけに地域の繋がりは絶たれ、子育てや高齢者の暮らしには孤独と苦悩が増えました。

これまで私たちが生きる上で何より大切にしてきた「人との繋がり」が断たれたことで、コロナ禍が終息したあとも元の暮らしに戻ることは容易ではありませんでした。

例えば、

みんなと食べる。

みんなと話す。

みんなと笑いあう。学びあう。

困りごと、お願いごとを頼りあい助け合うこと。

私達は生きていくために必要不可欠な人との繋がりをもう一度取り戻すべきだと考えています。

そして、少子高齢化、人口減少に歯止めがかからない過疎地域だからこそ、魅力ある地域を創ることが大切だと考えています。

地域唯一のスーパーがなくなったことにより、その復活を願う仲間が集まり、責任を持ち、より公益の推進に寄与できるよう法人を設立に至りました。

設立に至る経緯

- ・活動開始日 令和7年4月18日
- ・法人について話し合った日 令和7年8月12日
- ・法人設立に向けて会議を行なった日 令和7年10月31日
- ・設立總會の日 令和8年1月7日

2026年1月7日

特定非営利活動法人
みんなで暮らそう家
設立代表者 前平美由紀

設立当初事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 みんなで暮らそう家

1 事業実施の方針

スーパー跡地を利用し、子育て家族や地域多世代の交流、生活に即した活動を10月から開始するために、4月から活動拠点の整備を始める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 (定款に記載した 事業) | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数 | (D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数 | 事業費の 予算額 (単位：千円) |
|------------------------|--|---|-------------------------------|------------------------|
| 地域子育て支援 拠点事業 | 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、子育ての不安感等緩和し子どもの健やかな育ちを支援する。 | (A)週3日 (B) 空き小売施設 (C) 3人 | (D) 未満児親子 (E) 延べ約1440 人 | 3,233 |
| 福祉の増進を図る活動に関する事業 | 地域多世代交流スペースの運営 | (A)週1日 (B) 空き小売施設 (C)2人 | (D)地域の全世代 (E)延べ約240人 | 412 |
| 社会教育の推進を図る活動に関する事業 | ワークショップやレンタルスペースの提供 | (A)週2日 (B) 空き小売施設 (C)1人 | (D)地域の全世代 (E)延べ約480人 | 489 |
| 地域コミュニティの活性化事業 | ①惣菜等の食品製造・販売事業 ②イートインコーナーの運営 | (A)週5日 (B) 空き小売施設 (C)4人 | (D)地域の全世代 (E)延べ約4800人 | 6344 |

令和9年度の事業計画書

令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 みんなで暮らそう家

1 事業実施の方針

子育て家族や地域多世代の交流、生活に即した活動を主軸として、事業の定着及び発展を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 (定款に記載した 事業) | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数 | (D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数 | 事業費の 予算額 (単位：千円) |
|------------------------|--|---|----------------------------|------------------------|
| 地域子育て支援 拠点事業 | 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、子育ての不安感等緩和し子どもの健やかな育ちを支援する。 | (A)週3日 (B) 空き小売施設 (C) 3人 | (D) 未満児親子 (E) 延べ約2880人 | 6,000 |
| 福祉の増進を図る活動に関する事業 | 地域多世代交流スペースの運営 | (A)週1日 (B) 空き小売施設 (C) 2人 | (D)地域の全世代 (E)延べ約480人 | 825 |
| 社会教育の推進を図る活動に関する事業 | ワークショップやレンタルスペースの提供 | (A)週2日 (B) 空き小売施設 (C) 1人 | (D)地域の全世代 (E)延べ約960人 | 979 |
| 地域コミュニティの活性化事業 | ①惣菜等の食品製造・販売 ②イートインコーナーの運営 | (A)週5日 (B) 空き小売施設 (C) 10人 | (D)地域の全世代 (E)延べ約9600人 | 8,356 |

設立当初事業年度の活動予算書

法人設立の日から 令和9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 みんなで暮らそう家
(単位：円)

| 科目 | 金額 | 金額 | 金額 |
|--------------------|------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | 150,000 | | |
| 賛助会員受取会費 | 110,000 | | |
| | | 260,000 | |
| 2. 受取寄附金 | | | |
| 受取寄附金 | | | |
| 施設等受入評価益 | | | |
| 3. 受取助成金等 | | | |
| 山梨市単独地域経済循環創造事業補助金 | 15,000,000 | | |
| | | 15,000,000 | |
| 4. 事業収益 | | | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 3,000,000 | | |
| 福祉増進事業 | 300,000 | | |
| 社会教育推進事業 | 100,000 | | |
| 地域コミュニティ活性化事業 | 5,409,000 | | |
| | | 8,809,000 | |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | | | |
| 雑収益 | | | |
| 経常収益計 | | | 24,069,000 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | | | |
| 給料手当 | 3,667,000 | | |
| 法定福利費 | | | |
| 退職給付費用 | | | |
| 福利厚生費 | | | |
| 人件費計 | | 3,667,000 | |
| (2) その他経費 | | | |
| 家賃 | 1,200,000 | | |
| 会議費 | 9,000 | | |
| 旅費交通費 | 360,000 | | |
| 施設等評価費用 | | | |
| 減価償却費(20万/月 15年) | 2,400,000 | | |
| 支払利息 | | | |
| 光熱費 | 1,200,000 | | |
| 消耗品費 | 20,000 | | |
| 食材費 | 1,622,000 | | |
| その他経費計 | | 6,811,000 | |
| 事業費計 | | | 10,478,000 |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | | | |
| 給料手当 | | | |
| 法定福利費 | | | |
| 退職給付費用 | | | |
| 福利厚生費 | | | |
| 人件費計 | | 0 | |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | 9,000 | | |
| 減価償却費 | | | |
| 支払利息 | | | |
| その他経費計 | | 9,000 | |
| 管理費計 | | | 9,000 |
| 経常費用計 | | | 10,487,000 |
| 当期経常増減額 | | | 13,582,000 |
| 経常外収益 | | | 0 |
| 経常外費用 | | | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | | 13,582,000 |
| 設立時正味財産額 | | | 0 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 13,582,000 |

令和9年度 活動予算書

令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 みんなで暮らそう家
(単位：円)

| 科目 | | 金額 |
|------------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 150,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 220,000 | |
| | | 370,000 |
| 2. 受取寄附金 | | |
| 受取寄附金 | | |
| 施設等受入評価益 | | |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 4. 事業収益 | | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 6,000,000 | |
| 福祉増進事業 | 600,000 | |
| 社会教育推進事業 | 200,000 | |
| 地域コミュニティ活性化事業 | 10,819,000 | |
| | | 17,619,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | | |
| 雑収益 | | |
| 経常収益計 | | 17,989,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | | |
| 給料手当 | 7,337,000 | |
| 法定福利費 | | |
| 退職給付費用 | | |
| 福利厚生費 | | |
| 人件費計 | | 7,337,000 |
| (2) その他経費 | | |
| 家賃 | 1,200,000 | |
| 会議費 | 18,000 | |
| 旅費交通費 | 720,000 | |
| 施設等評価費用 | | |
| 減価償却費(20万/月 15年) | 2,400,000 | |
| 支払利息 | | |
| 光熱費 | 1,200,000 | |
| 消耗品費 | 40,000 | |
| 食材費 | 3,245,000 | |
| その他経費計 | | 8,823,000 |
| 事業費計 | | 16,160,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | | |
| 給料手当 | | |
| 法定福利費 | | |
| 退職給付費用 | | |
| 福利厚生費 | | |
| 人件費計 | | 0 |
| (2) その他経費 | | |
| 会議費 | 18,000 | |
| 減価償却費 | | |
| 支払利息 | | |
| その他経費計 | | 18,000 |
| 管理費計 | | 18,000 |
| 経常費用計 | | 16,178,000 |
| 当期経常増減額 | | 1,811,000 |
| 経常外収益 | | 0 |
| 経常外費用 | | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | 1,811,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | 13,582,000 |
| 次期繰越正味財産額 | | 15,393,000 |